

別表第 3 (第 29 条関係)

令和 4 年 3 月 1 6 日更新

○ 火災予防上の命令を受けている防火対象物

| | |
|------------|--|
| 防火対象物の所在地 | 仲多度郡まんのう町佐文 1 3 6 0 番地 6 |
| 防火対象物の名称 | ラグナロク (本館及び美術館) |
| 命令を受けた者の氏名 | 石原 慎一 |
| 命令事項 | 令和 4 年 1 2 月 3 1 日までに、ラグナロクの本館及び美術館の全体に自動火災報知設備及び誘導灯を設置すること。 |
| 根拠法令 | 消防法第 1 7 条の 4 第 1 項 |
| 命令発令日 | 令和 4 年 3 月 1 6 日 |

○ 火災予防上の命令を受けている危険物施設

| | |
|------------|--|
| 危険物施設の所在地 | |
| 危険物施設の名称 | |
| 命令を受けた者の氏名 | |
| 命令事項 | |
| 根拠法令 | |
| 命令発令日 | |